

大間原子力発電所 原子炉施設保安規定認可申請書 補正対応検討リスト (案)

No.	該当条文	補正前	補正後	補正理由
1	第4条 (品質マネジメントシステム計画)	7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、「施設管理要領」に基づき、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、別表1の7. 6に関連する二次文書に基づき、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	記載の適正化 (今後の関連社内規程類の追加を見据え、第4条別表1を参照する記載に見直し。)
2	第7条 (原子炉施設保安委員会)	第4項 保安委員会は、委員長、所長、本店並びに発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に加え、本店の各部門の長以上の者から委員長が指名した者で構成する。	第4項 保安委員会は、委員長、所長、本店並びに発電所の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者に加え、本店の各部門の長以上の者から委員長が指名した者で構成する。なお、委員には原子炉主任技術者免状を有する者を含める。	設置許可、設工認等の変更申請に際し、専門的な知識を有する者の意見の反映に万全を期す観点から、これらの事項を審議する本店の保安委員会の委員として、原子炉主任技術者免状保有者を参画させることを明確化
3	第8条 (原子炉施設保安運営委員会)	第2項 保安運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、保安委員会で審議した事項又はあらかじめ保安運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (略) (3) その他保安運営委員会で定めた事項	第2項 保安運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、保安委員会で審議した事項又はあらかじめ保安運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (略) (3) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (4) その他保安運営委員会で定めた事項	記載の適正化 (原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条第1項に基づく事故を対象とした審議は「(3) その他保安運営委員会で定めた事項」に整理していたが、他施設での事故・故障(実用炉規則第134条に基づく事故故障等及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条第1項に基づく事故)に対する未然防止処置も審議対象とすることから、「(3) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項」として明確化。)

No.	該当条文	補正前	補正後	補正理由
4	第14条（使用前事業者検査の実施）	第3項（2） 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を、検査要領書※ ¹ として定め、それを実施する。（以下略）	第3項（2） 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を、検査要領書※ ¹ として定め、それを実施する。（以下略）	記載の適正化 （平仮名の漢字への見直し。）
5	第14条（使用前事業者検査の実施）	第3項（3） 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. 及びb. の基準に適合することを最終判断する。	第3項（3） 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. 及びb. の基準に適合することを最終判断する。	記載の適正化 （平仮名の漢字への見直し。）
6	第14条（使用前事業者検査の実施）	第4項 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす要員を指名する。（以下略）	第4項 検査実施責任者は、検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす要員を指名する。（以下略）	記載の適正化 （平仮名の漢字への見直し。）
7	第14条（使用前事業者検査の実施）	第5項 検査実施責任者は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第17条第15号、第31条、第48条第1項及び第55条第7号への適合を確認するために実施する主要な耐圧部の溶接部に係る検査のうち、電気事業法第52条（溶接事業者検査）に相当する検査項目ごとの適合性の評価業務を、機械グループに行わせることができ、このとき、機械グループに次の各号を実施させるとともに、その妥当性を確認する。（以下略）	第5項を削除。これに伴い、第6項、第7項をそれぞれ第5項、第6項に繰り上げ。	第14条第5項については、旧溶接事業者検査における安全管理審査の対象範囲を引き継ぎ、使用前事業者検査（溶接）の全体プロセスのうち独立性が求められない業務の責任を記載していたが、第14条（使用前事業者検査）は検査実施箇所の責任を規定すべきであるため、記載を削除
8	第15条（社員への保安教育）	（3） 各グループリーダーは、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、（1）の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。 （以下略）	（3） 各グループリーダーは、（1）の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。また、保安教育の実施に当たり、具体的な保安教育の内容を定める。 （以下略）	記載の適正化 （保安教育の実施計画と具体的な保安教育の内容の関係を踏まえた記載の適正化。）

No.	該当条文	補正前	補正後	補正理由
9	第15条（社員への保安教育）	（4） 技術グループリーダーは、年度ごとに（3）の実施結果を取りまとめ電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長に報告する。	（4） 技術グループリーダーは、年度毎に（3）の実施結果を取りまとめ電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長に報告する。	記載の適正化 （平仮名の漢字への見直し。）
10	第16条（記録）	表16-2 【項目名】 記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄 第7条に基づく使用前検査に関する記録） 【保存期間】 同一事項に関する次の検査の時までの期間	表16-2 【項目名】 記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）抄—第7条に基づく使用前検査に関する記録） 【保存期間】 同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間	記載の適正化 （項目名について、引用法令の「抄」を削除。保存期間について、実用炉規則附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）第5条に基づく読み替え後の規定に見直し。）
11	第16条（記録）	表16-4 【項目名】 1.（3）実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされているようにするために必要な文書	表16-4 【項目名】 1.（3）実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされているようにするために必要な文書	記載の適正化 （第4条4.2.1（3）の記載と整合するよう見直し。）
12	第17条（運転を開始する前までに定めること）	第7章 運転を開始する前までに定めること （運転を開始する前までに定めること） 第17条 運転を開始する前までに表17-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、本規定の条文についても、運転を開始する前までに必要な変更を行い認可を受ける。 【表17-1右欄名称】 「核燃料物質を装荷する前まで」 【表17-1中の保安規定目次】 「運転を開始する前までに定めること」、「核燃料物質を装荷する前までの経過措置」	第7章 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること （核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること） 第17条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までに、表17-1の保安規定目次に示す事項について、同表に設定した時期までにその条文を定める。また、本規定の条文についても、核燃料物質を原子炉に装荷する前までに必要な変更を行う。 【表17-1右欄名称】 「核燃料物質を原子炉に装荷する前まで」 【表17-1中の保安規定目次】 「核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること」、「核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置」	記載の適正化 （保安規定審査基準の記載との整合化。また、表17-1の保安規定目次に示す事項について、同表に設定した時期までにその条文を定めることを明確化。）

No.	該当条文	補正前	補正後	補正理由
13	第17条（運転を開始する前までに定めること）	表17-1 「資機材等の整備」の条文を定める時期について、当初申請では燃料搬入前までとし、「核燃料物質を発電所に搬入する前まで」欄に「○」を表記。	表17-1 「資機材等の整備」の条文を定める時期について、燃料装荷前までに変更し、「核燃料物質を発電所に搬入する前まで」欄の「○」を削除。	記載の適正化 （設計基準事故が発生した場合に用いる資機材等の整備に係る条文のため燃料装荷前までに規定。）
14	附則第3条	（核燃料物質を装荷する前までの経過措置） 第3条 核燃料物質を装荷する前までは、第11条第5項を以下のとおり読み替える。 （以下略）	（核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置） 第3条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までは、第11条第5項を以下のとおり読み替える。 （以下略）	記載の適正化 （保安規定審査基準の記載との整合化。）